

## ◎議 事 日 程（第 1 号）

令和元年11月29日（金曜日）午前9時30分 開議

- 日程第1 会議録署名議員の指名について  
日程第2 会期の決定について  
日程第3 諸般の報告について  
日程第4 市長招集挨拶  
日程第5 議案第56号 愛西市部設置条例の一部改正について  
日程第6 議案第57号 愛西市公益的法人等への職員の派遣に関する条例の一部改正について  
日程第7 議案第58号 愛西市議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部改正について  
日程第8 議案第59号 愛西市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部改正について  
日程第9 議案第60号 愛西市教育長の給与及び旅費に関する条例の一部改正について  
日程第10 議案第61号 愛西市子ども医療費支給条例の一部改正について  
日程第11 議案第62号 愛西市在宅障害者扶助料支給条例の一部改正について  
日程第12 議案第63号 愛西市佐屋老人福祉センター「湯の花の里」の指定管理者の指定について  
日程第13 議案第64号 愛西市佐織総合福祉センターの指定管理者の指定について  
日程第14 議案第65号 愛西市中央図書館の指定管理者の指定について  
日程第15 議案第66号 令和元年度愛西市一般会計補正予算（第4号）  
日程第16 議案第67号 令和元年度愛西市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）  
日程第17 議案第68号 令和元年度愛西市介護保険特別会計補正予算（第3号）  
日程第18 請願第4号 子ども医療費完全無料化を求める請願について  
日程第19 諮問第3号 愛西市人権擁護委員の候補者の推薦について  
日程第20 諮問第4号 愛西市人権擁護委員の候補者の推薦について

---

## ◎本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

---

## ◎出 席 議 員（18名）

1番	馬 淵 紀 明 君	2番	石 崎 誠 子 君
3番	佐 藤 信 男 君	4番	竹 村 仁 司 君
5番	高 松 幸 雄 君	6番	吉 川 三 津 子 君
7番	原 裕 司 君	8番	近 藤 武 君
9番	神 田 康 史 君	10番	島 田 浩 君

11番 杉村義仁君  
13番 鷺野聡明君  
15番 大宮吉満君  
17番 真野和久君

12番 鬼頭勝治君  
14番 山岡幹雄君  
16番 加藤敏彦君  
18番 河合克平君

---

◎欠席議員（なし）

---

◎地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者の職・氏名

市長	日永貴章君	副市長	鈴木睦君
教育長	平尾理君	会計管理者兼 会計室長	加納敏夫君
総務部長	奥田哲弘君	企画政策部長	宮川昌和君
産業建設部長	山田哲司君	教育部長	大鹿剛史君
市民協働部長	渡辺弘康君	上下水道部長	鷺野継久君
消防長	横井利幸君	健康福祉部長兼 福祉事務所長	伊藤裕章君
子育て支援事業 担当部長兼 児童福祉課長	中野悦秀君		

---

◎本会議に職務のため出席した者の職・氏名

議会事務局長	服部徳次	議事課長	大野敦弘
書記	猪飼隆善	書記	近藤泰史

---

午前9時30分 開会

○議長（鷺野聰明君）

おはようございます。

本日は御苦労さまです。

御案内の定刻になりました。定足数に達しておりますので、ただいまから令和元年12月愛西市議会定例会を開会いたします。

ここで御報告をいたします。定例会本会議に際して、報道機関より撮影を許可されたい旨の申し出があった場合は、愛西市議会傍聴規則第9条の規定により、議長の権限において申し出を行った報道機関に対して撮影を許可することにいたしますので、御了承をお願いいたします。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第1・会議録署名議員の指名について

○議長（鷺野聰明君）

日程第1・会議録署名議員の指名についてを議題といたします。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第86条の規定により、議長において、14番・山岡幹雄議員、15番・大宮吉満議員の御兩名を指名いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第2・会期の決定について

○議長（鷺野聰明君）

次に、日程第2・会期の決定についてを議題といたします。

本定例会の会期等につきましては、11月22日に議会運営委員会が開催され、日程等を協議いただきましたので、その結果を議会運営委員長より報告していただきます。

○議会運営委員長（鬼頭勝治君）

おはようございます。

議会運営委員会の報告をいたします。

議会運営委員会は、去る11月22日に正・副議長にも御出席をいただき開催いたしました結果、会期は本日11月29日から12月20日までの22日間と決しました。

また、委員会等の日程につきましては、御配付のとおりでございますので、よろしく願いをいたします。

以上、報告を終わります。

○議長（鷺野聰明君）

本定例会の会期につきましては、ただいま議会運営委員長の報告のとおり、本日より12月20日までの22日間といたします。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。よって、会期は本日より12月20日までの22日間と決定いたしました。なお、会期中の会議予定につきましては、お手元に配付のとおりでございますので、よろし

くお願いいたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

### ◎日程第3・諸般の報告について

#### ○議長（鷺野聰明君）

次に、日程第3・諸般の報告についてを議題といたします。

各一部事務組合議会が開催されておりますので、報告をしていただきます。

最初に、海部地区水防事務組合議会議員の佐藤信男議員、お願いいたします。

#### ○3番（佐藤信男君）

それでは、海部地区水防事務組合の議会について報告をいたします。

令和元年10月8日、日光川水防センターにおいて、第2回海部地区水防事務組合議会定例会が開催されました。

付議事件としましては、議案第5号：海部地区水防事務組合パートタイム会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定について提案されました。

地方公務員法及び地方自治法の一部改正に関する法律の施行に伴い必要な事項を定めるものであり、全員賛成で可決されました。

次に、議案第6号：令和元年度海部地区水防事務組合一般会計補正予算（第1号）について提案されました。

内容といたしまして、30万円の備品購入費であり、老朽化したパソコンの買い換え費用です。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ30万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2,774万5,000円とするこの議案は、全員賛成で可決されました。

次に、認定第1号：平成30年度海部地区水防事務組合一般会計歳入歳出決算の認定についてですが、歳入総額2,851万9,102円、歳出総額2,673万4,941円、差引額178万4,161円で、全員賛成で可決されました。

以上で報告を終わります。

#### ○議長（鷺野聰明君）

次に、海部地区環境事務組合議会議員の山岡幹雄議員、お願いいたします。

#### ○14番（山岡幹雄君）

海部地区環境事務組合の報告をさせていただきます。

令和元年11月21日木曜日、海部地区環境事務組合新開センターにおきまして、令和元年度第2回海部地区環境事務組合議会定例会が行われました。

付議事件としまして、認定第1号：平成30年度海部地区環境事務組合一般会計歳入歳出決算の認定につきまして、歳入総額が40億2,607万2,775円、歳出総額が39億1,949万6,100円、差し引き残額が1億657万6,675円で、賛成多数で可決されました。

次に、議案第7号につきまして、海部地区環境事務組合職員の分限に関する手続及び効果に関する条例等の一部改正につきまして、全員賛成で可決されました。

次に、議案第8号：令和元年度海部地区環境事務組合一般会計補正予算（第2号）につつま

して、減額補正額が149万1,000円、補正後の予算総額が35億652万円ということで、これも全員賛成で可決されました。

以上で報告を終わります。

**○議長（鷺野聰明君）**

御苦労さまでした。

次に、議長より報告をいたします。

監査委員より、令和元年7月から令和元年9月までにに関する出納検査についての検査報告がありましたので、それぞれの写しをお手元に配付をいたしております。

また、陳情につきましては、お手元にあります陳情一覧表のとおり、所管の委員会へ送付いたします。よろしく願いをいたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

**◎日程第4・市長招集挨拶**

**○議長（鷺野聰明君）**

次に、日程第4・市長招集挨拶を議題といたします。

市長、お願いいたします。

**○市長（日永貴章君）**

おはようございます。

令和元年12月愛西市議会定例会をお願いいたしましたところ、議員各位におかれましては、お忙しいところ御出席をいただき、まことにありがとうございます。

10月、11月には、市内各所でイベント・行事等が多数開催をされ、議員各位におかれましては、大変お忙しい中、御参加をいただきまして、まことにありがとうございました。

10月27日に開催されました「あいさいさん祭り」では、実行委員会の主導のもと、協賛企業や関係各位の御協力をいただき、開催がされました。

会場ステージにおきましては、市内の高校、保育園、各団体の出演や広場を初め、各ゾーンでは数多くのブースが並び、特産品のPRや、子育て、健康増進の催しで多くの市民の皆様方で大変にぎわい、市の魅力を内外に発信することができました。このイベントが成功裏に終わることができましたのも、市民の皆様方や関係各位の御理解と御協力のおかげであると深く感謝申し上げます。

今後もさまざまな活動を通じ、市民の皆様方一人一人が一体となり、多くの方により一層愛される愛西市になりますよう、皆様方のお力添えを賜りたいと思っております。

そして、11月24日に大阪城ホールで開催されました全国マーチングコンテストに、ことしも佐織中学校の吹奏楽部が4年連続出場を果たすことができました。これも、生徒の皆さんが目標に向かい、心をつにし、努力を重ねてこられた成果であると思います。生徒の皆様方を初め、指導をされた先生方、保護者や関係者の皆様方にお祝いを申し上げますとともに、生徒の皆様方におかれましては、この経験を生かし、さらなる活躍を期待しております。

さて、令和という新時代を迎え、人口減少や少子・高齢化の進行する中、直面する課題を克

服するため、国・県等の動向に注視をし、新たな財源の確保を積極的に行いつつ、持続可能な行政基盤の確立に向け、専念してまいります。

それらを踏まえまして、令和2年度の予算について、真に必要な政策を的確に把握するとともに、厳しい財政状況に鑑み、事業の取捨選択や事業改善等の徹底的な見直しを行い予算編成に当たるよう、現在、各部局に指示をし、予算編成作業を進めさせていただいております。

この10月からは消費税率の引き上げが実施され、それらを財源とした幼・保無償化事業や、市独自施策として副食費の一部助成を始めさせていただいております。さらに今議会には、子どもの福祉の増進を図り、子育て世帯の経済的負担の軽減を図るため、医療費拡充に伴う準備経費を初めとする補正予算も上程をさせていただいておりますので、議員各位の御理解と御協力を賜りますようお願いをいたします。

今議会に提案を申し上げている議案につきましては、条例の一部改正7件、指定管理者の指定3件、補正予算3件、委員推薦の諮問の2件の計15件でございます。

なお、各議案の内容につきましては各部長より説明をさせていただきますので、御審議を賜りますようお願いを申し上げまして、挨拶にかえさせていただきます。どうぞよろしくお願いをいたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### ◎日程第5・議案第56号（提案説明）

##### ○議長（鷺野聡明君）

次に、日程第5・議案第56号：愛西市部設置条例の一部改正についてを議題といたします。  
提案理由及び、その内容の説明を求めます。

##### ○総務部長（奥田哲弘君）

それでは、議案第56号：愛西市部設置条例の一部改正についてを御説明いたします。

愛西市部設置条例の一部を改正する条例を別紙のように定めるものとする。本日提出、市長名でございます。

提案理由といたしまして、新たに部を設置する等のため改正する必要があるからでございます。

改正内容につきましては、議案に添付の資料2をもとに御説明させていただきますので、そちらをごらんいただきたいと思います。

第1．改正の概要は、組織の見直しに伴い、愛西市部設置条例の一部を改正するものです。

第2．改正の理由として、社会経済情勢の変化や実施すべき事業に柔軟に対応し、市民のニーズに即応した行政サービスを展開できるよう、現在の組織を見直すものです。

第3．改正の内容ですが、健康子ども部を新たに設置し、「健康福祉部」を「保険福祉部」に名称変更します。健康子ども部の事務分掌は、保健に関すること及び子育て支援に関することです。

また、市民協働部の分掌事務である防災、防犯及び交通安全の事務を企画政策部へ移管します。

第4. 施行期日は令和2年4月1日です。

以上、よろしく願いをいたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第6・議案第57号（提案説明）

○議長（鷲野聡明君）

次に、日程第6・議案第57号：愛西市公益的法人等への職員の派遣に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

提案理由及び、その内容の説明を求めます。

○企画政策部長（宮川昌和君）

それでは、議案第57号：愛西市公益的法人等への職員の派遣に関する条例の一部改正について御説明をさせていただきます。

愛西市公益的法人等への職員の派遣に関する条例の一部を改正する条例を別紙のように定めるものとする。本日提出、市長名でございます。

提案理由といたしましては、公益的法人等への職員を派遣するに当たりまして、改正する必要があるからでございます。

議案第57号、資料の2をごらんください。

改正の概要及び理由といたしましては、市の施策を円滑に推進するため、市職員を派遣することができる団体を追加するものでございます。

改正の内容といたしましては、追加する派遣可能な公益的法人等として、公益社団法人愛西市シルバー人材センター、愛西市商工会、佐屋町土地改良区、立田村土地改良区、八開村土地改良区、佐織土地改良区、愛知県市長会の7団体を追加するものでございます。

施行期日につきましては、この条例は公布の日から施行するものでございます。

以上、よろしく願いいたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第7・議案第58号から日程第9・議案第60号まで（提案説明）

○議長（鷲野聡明君）

次に、日程第7・議案第58号：愛西市議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部改正についてから日程第9・議案第60号：愛西市教育長の給与及び旅費に関する条例の一部改正についてまでを一括議題といたします。

提案理由及び、その内容の説明を求めます。

○企画政策部長（宮川昌和君）

それでは、本日市長名で提出いたしました議案第58号：愛西市議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部改正、議案第59号：愛西市特別職の職員で常勤のもの給与及び旅費に関する条例の一部改正、議案第60号：愛西市教育長の給与及び旅費に関する条例の一部改正の3条例改正について、一括御説明をさせていただきます。

提案理由といたしましては、令和元年10月21日の特別職報酬等審議会の答申を鑑み、議会の

議員の報酬月額及び市長、副市長、教育長の給料月額を改定することに伴い、改正する必要があるからでございます。

この3条例改正の資料1. 新旧対照表のほうを順次ごらんください。

改正の内容といたしましては、議案の第58号では、議長・副議長及び議員の報酬月額を、議長は「50万円」を「50万6,000円」に、副議長は「45万円」を「45万4,000円」に、議員は「40万円」を「40万4,000円」に改定するものでございます。

なお、常任委員会委員長及び議会運営委員会委員長の報酬月額につきましては、廃止するものとしております。

次に、議案第59号では、市長及び副市長の給料月額を、市長は「93万1,000円」を「93万4,000円」に、副市長は「77万円」を「77万3,000円」に改定するものでございます。

議案第60号では、教育長の給料月額を「67万2,000円」を「67万4,000円」に改定するものでございます。

なお、この3条例改正の施行期日につきましては、令和2年4月1日から施行するものでございます。

以上、よろしくお願いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### ◎日程第10・議案第61号（提案説明）

##### ○議長（鷺野聰明君）

次に、日程第10・議案第61号：愛西市子ども医療費支給条例の一部改正についてを議題といたします。

提案理由及び、その内容の説明を求めます。

##### ○健康福祉部長兼福祉事務所長（伊藤裕章君）

それでは、議案第61号：愛西市子ども医療費支給条例の一部改正についてを御説明いたします。

愛西市子ども医療費支給条例の一部を改正する条例を別紙のように定めるものとする。本日提出、市長名でございます。

提案理由といたしまして、子ども医療費の支給年齢を引き上げ等するため、改正する必要があるからでございます。

改正の内容につきましては、資料2の概要により御説明させていただきます。

改正の概要は、1. 子ども医療費の支給年齢を引き上げる。

2. 子ども医療の受給資格者を明確化するものでございます。

改正の理由は、子どもの福祉の増進を図り、子育て世帯の経済的負担の軽減を図るため、子ども医療費の支給年齢を引き上げ等するものでございます。

改正の内容は、1. 子ども医療費受給者証の交付年齢を「12歳」から「15歳」へ引き上げる。

2. 子ども医療費の支給年齢を「15歳」から「18歳」へ引き上げ、引き上げに伴う新たな支給対象者については、自己負担額の入院は全額、通院は3分の2を償還払いの対象とする。



3. 生活保護法により医療扶助を受けることのできる子どもの保護者を、子ども医療の受給対象者から除外する規定を加える等し、受給資格者を明確化するものでございます。

施行期日は令和2年4月1日からでございます。

以上、よろしく申し上げます。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第11・議案第62号（提案説明）

○議長（鷺野聡明君）

次に、日程第11・議案第62号：愛西市在宅障害者扶助料支給条例の一部改正についてを議題といたします。

提案理由及び、その内容の説明を求めます。

○健康福祉部長兼福祉事務所長（伊藤裕章君）

それでは、議案第62号：愛西市在宅障害者扶助料支給条例の一部改正について御説明いたします。

愛西市在宅障害者扶助料支給条例の一部を改正する条例を別紙のように定めるものとする。本日提出、市長名でございます。

提案理由といたしまして、在宅障害者扶助料の支給要件を改定等するため必要があるからでございます。

改正の内容につきましては、資料の2. 概要により説明させていただきます。

改正の概要は、1. 扶助料の支給要件を改定する。

2. 引用条項及び字句を改正等するものでございます。

改正の理由は、介護保険制度など高齢者施策及び障害福祉サービスの充実に伴い、支給要件を改定等するものです。

改正の内容は、1. 身体障害者手帳等の交付日または知能指数が75以下の判定日において65歳以上の者を扶助料の支給対象外とする。ただし、既に扶助料の支給決定を受けている者は、引き続き支給対象者とする。

2. 介護保険法の一部改正等に伴い、引用条項及び字句の改正等するものでございます。

施行期日は、1. 扶助料の支給要件の改定は令和2年4月1日。2. その他の規定は公布の日でございます。

以上、よろしく申し上げます。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第12・議案第63号（提案説明）

○議長（鷺野聡明君）

次に、日程第12・議案第63号：愛西市佐屋老人福祉センター「湯の花の里」の指定管理者の指定についてを議題といたします。

提案理由及び、その内容の説明を求めます。

○健康福祉部長兼福祉事務所長（伊藤裕章君）

それでは、議案第63号：愛西市佐屋老人福祉センター「湯の花の里」の指定管理者の指定についてを御説明させていただきます。

愛西市佐屋老人福祉センター「湯の花の里」の指定管理者を下記のとおり指定するものとする。本日提出、市長名でございます。

提案理由といたしまして、愛西市佐屋老人福祉センター「湯の花の里」の指定管理者を指定するに当たり、地方自治法第244条の2第6項の規定に基づき、議会の議決に付す必要があるからでございます。

記といたしまして、施設の名称、愛西市佐屋老人福祉センター「湯の花の里」、指定管理者となる団体、名古屋市中村区太閤4丁目6番22号、コニックス株式会社、指定の期間、令和2年4月1日から令和7年3月31日まででございます。

なお、資料といたしまして、選定結果を添付してありますので、お目通しください。

以上、よろしく申し上げます。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第13・議案第64号（提案説明）

○議長（鷲野聰明君）

次に、日程第13・議案第64号：愛西市佐織総合福祉センターの指定管理者の指定についてを議題といたします。

提案理由及び、その内容の説明を求めます。

○健康福祉部長兼福祉事務所長（伊藤裕章君）

それでは、議案第64号：愛西市佐織総合福祉センターの指定管理者の指定についてを御説明させていただきます。

愛西市佐織総合福祉センターの指定管理者を下記のとおり指定するものとする。本日提出、市長名でございます。

提案理由といたしまして、愛西市佐織総合福祉センターの指定管理者を指定するに当たり、地方自治法第244条の2第6項の規定に基づき、議会の議決に付す必要があるからでございます。

記といたしまして、施設の名称、愛西市佐織総合福祉センター、指定管理者となる団体、名古屋市中区錦2丁目19番11号、ホームックス株式会社名古屋支店、指定の期間、令和2年4月1日から令和7年3月31日まででございます。

なお、資料といたしまして、選定結果を添付してありますので、お目通しください。

以上、よろしく申し上げます。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第14・議案第65号（提案説明）

○議長（鷲野聰明君）

次に、日程第14・議案第65号：愛西市中央図書館の指定管理者の指定についてを議題といたします。

提案理由及び、その内容の説明を求めます。

○教育部長（大鹿剛史君）

議案第65号：愛西市中央図書館の指定管理者の指定について御説明させていただきます。

愛西市中央図書館の指定管理者を下記のとおり指定するものとする。本日提出、市長名でございます。

提案理由といたしまして、愛西市中央図書館の指定管理者を指定するに当たり、地方自治法第244条の2第6項の規定に基づき、議会の議決に付する必要があるからでございます。

記といたしまして、施設の名称、愛西市中央図書館、指定管理者となる団体、津島市下新田町4丁目135番地、特定非営利活動法人まちづくり津島、指定の期間、令和2年4月1日から令和7年3月31日まででございます。

なお、資料といたしまして、選定結果を添付してございますので、よろしく願いいたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第15・議案第66号（提案説明）

○議長（鷲野聰明君）

次に、日程第15・議案第66号：令和元年度愛西市一般会計補正予算（第4号）を議題といたします。

提案理由及び、その内容の説明を求めます。

○総務部長（奥田哲弘君）

それでは、議案第66号：令和元年度愛西市一般会計補正予算（第4号）につきまして御説明をいたします。

今回の補正予算につきましては、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ6億5,080万4,000円を追加し、総額を218億1,952万8,000円とするものでございます。

まず、歳入全般につきまして、私から御説明をいたします。

6ページ及び7ページをごらんください。

10款地方交付税で、普通交付税の確定により普通交付税7,770万8,000円を減額しました。

14款国庫支出金、1項国庫負担金、1目民生費国庫負担金で、対象者の増加などに伴い、生活保護費負担金、障害者総合支援給付費負担金、障害者医療費負担金で合計1億992万7,000円を計上しました。

同じく、2項国庫補助金、2目民生費国庫補助金で、地域生活支援事業費補助金を125万1,000円、国民健康保険のシステム改修に伴い、社会保障・税番号制度システム整備費補助金33万円を計上いたしました。

同じく、3項国庫委託金、2目民生費国庫委託金で、国民年金システム改修に伴い、基礎年金事務委託金41万8,000円を計上いたしました。

次に、15款県支出金、1項県負担金、1目民生費県負担金で、先ほどの国庫支出金と同様に、生活保護費県負担金、障害者総合支援給付費負担金、障害者医療費負担金で合計4,398万8,000

円を計上いたしました。

同じく、2項県補助金、2目民生費県補助金で、地域生活支援事業費補助金62万5,000円と、後期高齢者福祉医療費補助金429万2,000円。

1枚おめくりをいただきまして、8ページ、9ページをごらんください。

同じく、県補助金で、母子・父子家庭医療費補助金70万9,000円を計上いたしました。

19款繰越金で、前年度決算の剰余金のうち、繰越財源分を除いた繰越額5億6,204万5,000円を計上いたしました。

20款諸収入、5目雑入、3目雑入で、東日本大震災被災地派遣職員人件費負担金を86万3,000円減額し、旅券交付件数の増加に伴う収入印紙売払収入として579万円を計上いたしました。

歳入については以上でございます。

続きまして、歳出の主な内容につきまして御説明いたします。

私からは、総務部所管の項目について御説明をいたします。

10ページ及び11ページをごらんください。

2款総務費、1項総務管理費、4目財政管理費におきまして、ふるさと応援寄附金の増加に伴い、システム利用等手数料とふるさと応援寄附金支援委託料で合計110万9,000円を計上いたしました。

また、予算科目の改正に伴い、財務会計システム改修委託料75万7,000円を計上いたしました。

1枚おめくりをいただきまして、12ページ及び13ページをごらんください。

同じく、11目基金費におきまして、地方財政法の定めにより、前年度決算剰余金の2分の1を下回らない額を積み立てるため、財政調整基金積立金に3億3,200万円を計上いたしました。

また、公共施設の大規模修繕や更新費用等に備え、公共事業整備基金積立金に1億2,950万5,000円を計上いたしました。

私からは、以上でございます。

続きまして、企画政策部長より御説明申し上げます。

#### ○企画政策部長（宮川昌和君）

私からは、人件費の関係について御説明をさせていただきたいと思っております。

今回の人件費の補正につきましては、人事異動に伴う各予算科目の過不足の補正をお願いするものでございます。

一般会計補正予算書の最終22ページの給与費明細書をごらんください。

補正後の職員数につきましては正規職員433人で、当初予算から人数の増減は生じておりません。

また、再任用短時間勤務職員数は2人の減となりました。こちらは、当初予算編成後における任用辞退が主な原因でございます。

各款におきまして、給料、職員手当及び共済費で増減が生じております。

給料で1,757万4,000円の減、職員手当で898万1,000円の減、そして共済費で318万2,000円の減、合わせまして、2,973万7,000円の人件費の減額補正をお願いするものでございます。

減額の要因といたしましては、人事異動に伴い過不足が生じたことのほか、当初予算編成時に算入しておりました職員の退職、育児・病気・介護休業者の増が主に影響しております。

特別会計につきましては、それぞれの予算書の最終ページに給与費明細書のほうを記載してございます。こちらも増減につきましては一般会計と同様の要因であり、これを補正するものでございます。

人件費補正の説明につきましては、以上でございます。

続きまして、市民協働部長のほうより説明させていただきます。

#### ○市民協働部長（渡辺弘康君）

私のほうからは、市民協働部の所管に関するものにつきまして御説明させていただきます。

12ページ及び13ページをごらんください。

2款総務費、3項戸籍住民基本台帳費、1目戸籍住民基本台帳費、11節需用費、消耗品費として、旅券、パスポートでございますが、申請者の増加に伴うため交付申請手数料500人分の収入印紙代579万円を計上させていただきました。

以上、よろしく願いいたします。

次は、健康福祉部長より説明を申し上げます。

#### ○健康福祉部長兼福祉事務所長（伊藤裕章君）

私のほうからは、健康福祉部の所管に関するものについて御説明させていただきます。

それでは、14ページ、15ページをお願いします。

3款民生費、1項社会福祉費、1目社会福祉総務費、20節扶助費で、障害福祉サービスの利用者・利用料の増加に伴い、療養介護医療費62万円、日常生活用具扶助費417万2,000円、障害者総合支援給付費1億6,823万5,000円を、それぞれ増額計上しました。

3目保険年金費で、年金生活者支援給付金及び年金納付の免除様式の変更に伴うシステム改修委託料41万8,000円を計上しました。

4目福祉医療費で、受給者の増加に伴い、後期高齢者福祉医療扶助費1,058万1,000円を増額補正しました。

次に、16、17ページをお願いします。

2項児童福祉費、6目福祉医療費で、子ども医療費助成の拡大に伴う印刷製本費、通信運搬費、福祉医療システム改修費等の準備経費といたしまして、213万7,000円を計上いたしました。

20節扶助費におきまして、受給者の増加に伴い、母子・父子家庭医療扶助費141万8,000円を増額計上いたしました。

3目生活保護費で、入院件数の増加に伴い、医療扶助費3,400万円を増額計上いたしました。

以上、よろしく願いします。

次は、子育て支援事業担当部長より御説明申し上げます。

#### ○子育て支援事業担当部長兼児童福祉課長（中野悦秀君）

それでは、健康部・健康福祉部所管のうち、児童福祉に関するものについて御説明させていただきます。

16ページ、17ページをごらんください。

3款民生費、2項児童福祉費、1目児童福祉総務費、23節償還金、利子及び割引料におきまして283万2,000円の補正を計上しております。

これは、平成30年度子ども子育て支援交付金の精算によるものでございます。

以上で、令和元年度愛西市一般会計補正予算（第4号）の説明とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### ◎日程第16・議案第67号（提案説明）

##### ○議長（鷺野聡明君）

次に、日程第16・議案第67号：令和元年度愛西市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

提案理由及び、その内容の説明を求めます。

##### ○健康福祉部長兼福祉事務所長（伊藤裕章君）

それでは、議案第67号：令和元年度愛西市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について御説明させていただきます。

第1条にございますとおり、事業勘定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1,186万7,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ67億2,852万5,000円とする。本日提出、市長名でございます。

なお、今回の補正につきましては、人件費及びシステム改修に係るものでございます。

それでは、6ページ、7ページをお願いします。

歳入におきまして、4款繰入金で、一般会計からの職員給与費等繰入金で1,242万1,000円の減額補正を、7款国庫支出金で、国保システム改修に伴う補助金55万4,000円を計上しました。

次に、8ページ、9ページをお願いします。

歳出におきまして、1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費、13節で国保システム改修委託料118万8,000円の計上でございます。

このほかににつきましては人件費の補正でございます。

以上、よろしくをお願いします。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### ◎日程第17・議案第68号（提案説明）

##### ○議長（鷺野聡明君）

次に、日程第17・議案第68号：令和元年度愛西市介護保険特別会計補正予算（第3号）を議題といたします。

提案理由及び、その内容の説明を求めます。

##### ○健康福祉部長兼福祉事務所長（伊藤裕章君）

それでは、議案第68号：令和元年度愛西市介護保険特別会計補正予算（第3号）について御説明させていただきます。

第1条にございますとおり、保険事業勘定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ192万7,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ53億9,025万1,000円とする。本日提出、市長名でございます。

今回の補正の内容につきましては、人件費及び前年度精算に係るものでございます。

それでは、6ページ、7ページをお願いします。

歳入におきまして、4款国庫支出金、2項国庫補助金、5目国庫補助金で、介護保険システム改修に係る補助金の内示がありましたので、39万円を計上いたしました。

次に、14ページ、15ページをお願いします。

歳出におきまして、6款諸支出金で、財政調整交付金返還金2万8,000円の計上でございます。

このほかにつきましては人件費の補正でございます。

以上、よろしくをお願いします。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### ◎日程第18・請願第4号（提案説明）

##### ○議長（鷲野聰明君）

次に、日程第18・請願第4号：子ども医療費完全無料化を求める請願についてを議題といたします。

この件につきましては、紹介議員より説明を願いたいと思います。

##### ○18番（河合克平君）

では、子ども医療費完全無料化を求める請願書について、提案をさせていただきます。

紹介議員を代表して、河合克平が提案をさせていただきますので、よろしくをお願いします。

読み上げて、提案にかえさせていただきます。

愛西市議会議長・鷲野聰明殿、請願団体、子どもの医療費無料をすすめる会、代表・河合正美。

請願趣旨、ことし9月の議会で、複数の議員さんからの子ども医療助成に関する一般質問に対し、愛西市においても来年度4月から改善する意向の答弁がありました。

それを聞いて、私たちのところにも喜びの声が届いています。同時に「うちの子どもは中学校をもう卒業してしまった。どうしてもっと早くしてもらえなかったのか」と不満の声も多く届いています。

昨年8月から、中学生の通院費の2割公的支給が始まりました。現在、北名古屋市、常滑市、半田市でも窓口負担がありますが、愛西市以外は1割分を窓口で支払う方法です。公的支給の2割分を市役所に手続をしなければ戻らないという方法は、手間も時間も要してとても大変です。安心して医療が受けられるよう、窓口負担のない方法での実施を強くお願いします。

2014年から「すすめる会」として、子どもの医療費完全無料化をお願いしてきましたが、県

下でも海部津島地区でも一番おくれた自治体になってしまいました。余りにも時間がかかり過ぎ、この間に子育て支援事業は進み、医療費助成をさらに拡大する自治体がふえてきています。

財政的には愛西市は、ため込み金の利子や配当金があり、加えてことし10月からの幼児教育無償化によって財政的な負担の軽減があることも聞いています。それら市民の納めた税金をためておくだけではなく、今を生きる市民のために有効に活用してください。

市議会の皆様に、市民の代表として市民の切なる思いを酌み取った御判断をしていただくことを期待し、下記の事項をここにお願いいたします。

請願事項、1. 18歳年度末まで医療費を完全無料にしてください。

以上、提案させていただきますので、御審議よろしくをお願いいたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

### ◎日程第19・諮問第3号及び日程第20・諮問第4号（提案説明・質疑・採決）

#### ○議長（鷺野聰明君）

次に、日程第19・諮問第3号及び日程第20・諮問第4号の愛西市人権擁護委員の候補者の推薦についてを一括議題といたします。

提案理由及び、その内容の説明を求めます。

#### ○市長（日永貴章君）

諮問第3号：愛西市人権擁護委員の候補者の推薦について。

愛西市人権擁護委員・近藤裕重は、令和2年3月31日に任期満了となるので、次の者を推薦するものとする。本日提出でございます。

氏名、近藤裕重。

諮問理由といたしましては、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、議会の意見を求める必要があるからでございます。

別紙、履歴書を添付させていただいております。よろしくをお願いいたします。

続きまして、諮問第4号：愛西市人権擁護委員の候補者の推薦について。

愛西市人権擁護委員・山田善照は、令和2年3月31日に任期満了となるので、次の者を推薦するものとする。本日提出でございます。

氏名、山内潔。

諮問理由といたしましては、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、議会の意見を求める必要があるからでございます。

履歴書を添付させていただいております。どうぞよろしくをお願いいたします。

#### ○議長（鷺野聰明君）

次に、諮問第3号及び諮問第4号につきましては、同一内容でございますので、質疑は一括といたします。

質疑のある方はどうぞ。

[挙手する者なし]

質疑なしと認めます。



これにて質疑を終結いたします。

ここでお諮りいたします。諮問第3号及び諮問第4号につきましては、人事案件でありますので、会議規則第36条第3項の規定により、委員会への付託を省略したいと思っております。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。よって、諮問第3号及び諮問第4号につきましては、委員会への付託を省略することに決定いたしました。

次に、諮問第3号及び諮問第4号につきましては、人事案件でございますので、討論は省略したいと思っております。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。よって、討論を省略することに決定いたしました。

これより採決に入ります。

採決は個々に行います。

まず初めに、諮問第3号を採決いたします。

諮問第3号を適任とすることに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員であります。よって、諮問第3号は適任とすることに決定いたしました。

次に、諮問第4号を採決いたします。

諮問第4号を適任とすることに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員であります。よって、諮問第4号は適任とすることに決定いたしました。

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（鷺野聡明君）

以上をもちまして本日の全日程を終了いたしました。

次の継続会は12月5日午前9時30分より再開しますので、よろしく願いたします。

本日はこれにて散会いたします。

午前10時20分 散会

